

計画策定の趣旨

彦根市は、障害者が安心して地域生活を送るため、市民・事業者・市の連携に取り組み、さまざまな施策の推進を図ってきました。しかし、障害者施策は障害者の皆さんの生活全般におよぶ幅広いもので、対応が必要なニーズも多種多様です。また、少子高齢化の進展、核家族化の進行などにより市民のライフスタイルもますます多様化し、介助を必要とする障害者のニーズも変化してきています。

平成18年度には障害者自立支援法の下に新たな制度^{※1}が導入されるなど、障害のある人たちの状況は大きく変化しつつあります。また、障害者が社会の一員として、住みなれた地域で普通に生活できる社会の実現という点では、まだ多くの課題が残されています。

このような課題や変化を踏まえ、今後、障害のある人が住みなれたまちで地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりをめざすため、新たな「ひこね障害者まちづくりプラン ～彦根市障害者計画～」によって、施策を推進するものです。

基本理念

全ての障害者が個人の権利を保護され、尊厳を保つことができ、障害のない人と同等に生活し、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって平等に参加、活動することができる笑顔と幸せに満ちたまちづくりをめざします。このため、「笑顔と幸せをみんなで分かち合おう ～ともに生きるあたたかいまち彦根～」を本計画の基本理念とします。

基本理念

笑顔と幸せをみんなで分かち合おう

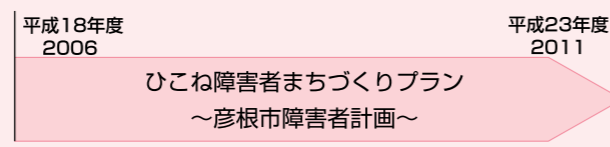
～ともに生きるあたたかいまち 彦根～

◎計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に定める障害者計画で、障害者関連施策を推進していく上での具体的な展開方向を示す基本計画と位置づけます。

◎計画期間

本計画は、平成18年度（2006年度）から平成23年度（2011年度）の6か年を計画期間とします。



※1 平成18年4月、新たに障害者自立支援法が施行されました。同法の目標は、「障害者が地域で暮らせる社会」と「自立と共生の社会の実現」で、身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた支援を3障害共通のもとで展開し、障害者の就労支援を強化していくこと、現在施設や病院に入所・入院中の障害者の地域生活移行を推進していくことなど、従来の障害者支援の仕組みを抜本的に改革する内容になっています。従来のサービスは新たな体系となり、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」とに分けて、それぞれ独立したサービス体系に整理することとなっています。本市では同法に基づく福祉サービスの確保等の方策を示した「彦根市障害福祉計画」を策定しています。

基本方針

(1) 障害者の権利の保障と尊重

障害者が障害のない人と同じく、幸せを追求し、自己実現を図ることができる機会を持ち、住み慣れた地域で暮らすにあたって、個人の権利が保障され、尊重されるとともに、差別などの人権侵害を決して許さない地域社会をめざします。

(2) 社会のバリアフリー^{※2}化の推進

障害者が、障害のない人と同じように自由に行動し、社会参加する上で妨げとなる物理的、制度的、社会的および心理的な様々な障壁（バリア）をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、障害による心身の特性、あるいは運動やコミュニケーションの特性をみんなが受止め、ともに社会参加を行える市民意識を育むまちをめざします。

(3) 市民参加と交流の推進

障害のある、ないに関わりなく市民がお互いに交流し、支え合うとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手である自覚を持ち、ともに地域活動や障害者への支援活動に参加する協力・連携のまちをめざします。

(4) 障害者の主体性の確保

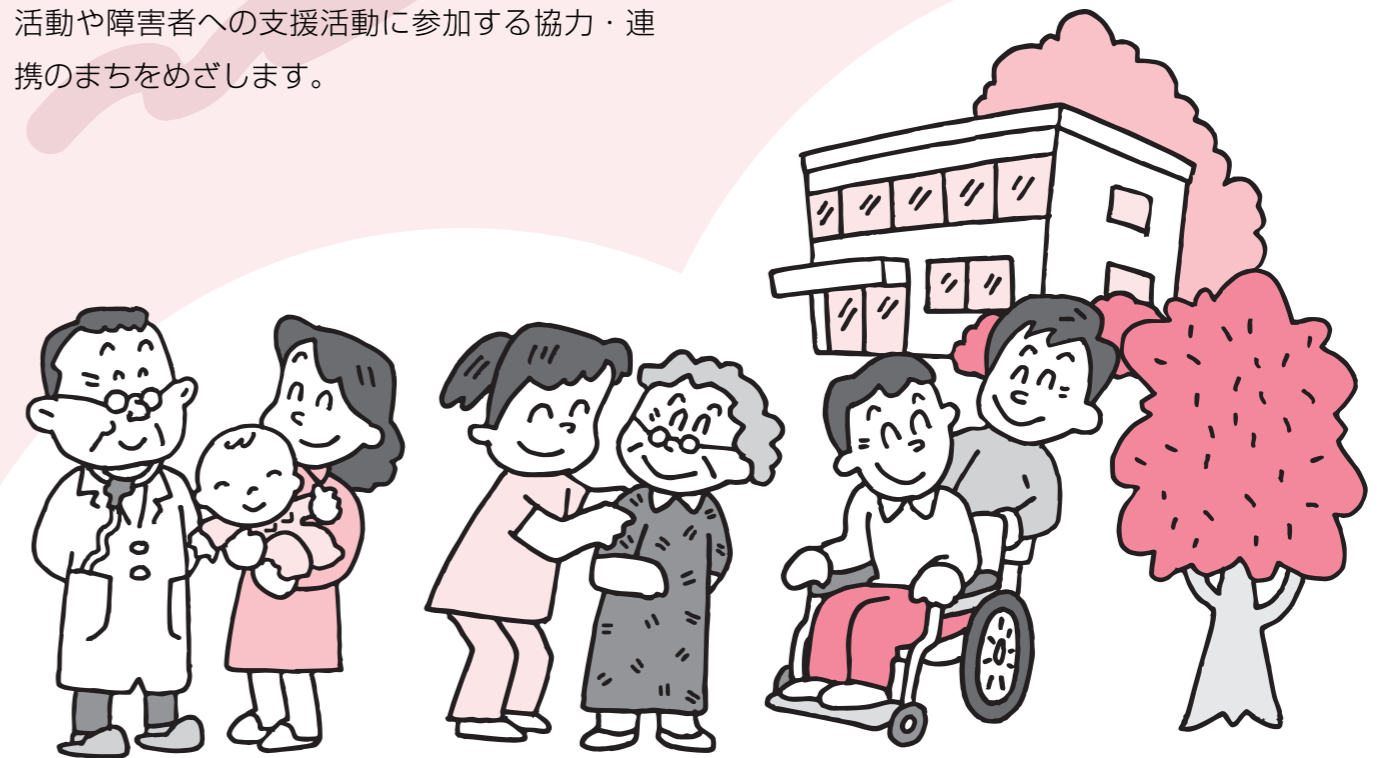
障害者が個性や能力を十分に発揮し、主体性を持ちながら、就労や地域での交流、学習・スポーツ、創作活動やまちづくりの場など、さまざまな状況において積極的に社会参加し、交流できる機会にあふれた地域社会をめざします。

(5) 多様なニーズに対応した支援の充実

障害の種別・程度による、保健・医療・福祉、教育、生活環境、就労などへのニーズに対応した施策の充実を図るとともに、これらの分野を横断した施策間の連携を図り、体系的かつ効果的なサービス提供システムと総合的な相談体制の確立をめざします。

(6) ライフステージ^{※3}に応じた支援の連続性への配慮

保健・医療・福祉、教育などの支援にあたって、障害者やその家族の一生を見据えながら、成長、加齢に応じた適切な支援や、ライフステージごとに途切れることがない連続性のあるサービス提供をめざします。



※2 障害者のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害者の生活全般における障壁の除去をいう。
※3 生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおのの段階。